



2025年4月1日

各 位

会 社 名 トナミホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高田 和夫  
(コード番号：9070 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 経営企画グループ担当 小島 鉄也  
電話番号 0766 - 32 - 1850

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年5月下旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年4月17日（木曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1). 基準日 2025年4月17日（木曜日）
- (2). 公告日 2025年4月2日（水曜日）
- (3). 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.tonamiholdings.co.jp/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2025年2月26日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2025年3月7日に公表した「（訂正）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」による訂正を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、JWT株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続の実施を予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の

議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。

他方、②本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）並びに本株式併合の効力発生を条件として、当社の2025年3月期に係る定時株主総会の議決権の基準日の定め及び単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合、又は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が、本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本公開買付けの買付等の期間が延長された場合、本臨時株主総会の基準日も延期する予定です。

以上